

平成30年10月31日

養護老人ホーム鹿行潮来荘民営化に伴う公募要項に関する質問の回答

No	質問内容	No	回 答
①	県及び事務組合からの建設費に対する補助金については、県と組合両方から交付があるのか。	①	県からの補助金は、『老人福祉施設老朽改築整備』に係る補助金が対象となり、法人が申請する。 組合からの補助金は、県からの補助金と同額程度となる見込み。 (公募要項3ページを参照)
②	茨城県補助金について、建設費に対する補助率はあるのか、あれば補助率はいくつか。	②	平成30年度補助基礎単価は2,700,000円(定員1人当たり。実際事業費と補助基本額を比較していずれか少ない額) 詳細は、茨城県の『老人福祉施設老朽改築整備の手引き(養護老人ホーム、特別養護老人ホーム)』を参照のこと。
③	茨城県補助金について、補助対象建設面積の基準はあるのか。	③	居室に関しては、入所者1人当たりの床面積を10.65㎡以上とする基準が設けられている(老人福祉法に基づき養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年茨城県規則第24号))。 詳細は、茨城県の『老人福祉施設老朽改築整備の手引き(養護老人ホーム、特別養護老人ホーム)』を参照のこと。
④	茨城県補助金について、補助対象平米当たりの基準単価はあるのか。	④	回答②を参照のこと。平米あたりではなく、定員1人当たりの単価である。 詳細は、茨城県の『老人福祉施設老朽改築整備の手引き(養護老人ホーム、特別養護老人ホーム)』を参照のこと。
⑤	施設建設に必要な借入金の返済について、支援制度はあるのか。あるとすると、その内容はどのようなものか。	⑤	特段の支援制度はない。
⑥	建設する土地について、設置基準はおおよそ5,000㎡となっているが、約3,000㎡でも建設は可能なのか。	⑥	約3,000㎡でも建設は可能と考えられるが、茨城県の補助基準では施設敷地は概ね5,000㎡以上を確保することとされている。そのため、補助金が交付されない可能性も想定される。 詳細は、茨城県の『老人福祉施設老朽改築整備の手引き(養護老人ホーム、特別養護老人ホーム)』を参照のこと。

⑦	収入内訳の事務費、生活費の措置収入はいくらか。	⑦	公募要項 10 ページ ア 養護老人ホーム鹿行潮来荘 収入内訳の、社会福祉総務費負担金（事務費）及び社会福祉施設費負担金（生活費）の欄を参照のこと。
⑧	特定施設介護報酬・訪問介護事業介護報酬収入はどのような事業内容の収入なのか。	⑧	養護老人ホーム鹿行潮来荘においては、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）上の「特定施設入居者生活介護」及び「訪問介護」の指定を受け、食事や入浴等、日常生活上の支援などを行い、介護保険からの収入を得ているものである。
⑨	民営化に伴い、引き継ぐ資産（負債・財産・基金）等はあるか。	⑨	原則としてないが、物品等については、民営化先の法人と別途協議を行う。
⑩	支給される措置費は、当福祉法人が建設に伴い負担した経費（費用、資金）は算定の対象になるのか。	⑩	算定の対象とはならない。
⑪	過去 5 年の決算報告、事業報告を見ることはできるか。	⑪	可能である。（別途、御相談ください。）
⑫	鹿行広域事務組合から運営費の補助金等はあったのか。あるとすれば、どのくらいか。	⑫	運営費の補助金等はない。
⑬	引き続き雇用する職員の給与、福利厚生等は当福祉法人の基準を適用することでよいか。現在の給与水準を維持する必要があるのか。	⑬	原則として、民営化先の法人の基準による。
⑭	社会福祉法人移行時、8 名の雇用となっているが、8 名のうち職種と役職は。	⑭	8 名の職種及び役職は、支援員又は介護員である。（8 名すべてが非常勤嘱託員である。）また、民営化移行時における本人の希望等もあることから、雇用する人数の上限として 8 名としている。
⑮	引き続き雇用する職員の事務（業務）分担の内容は。	⑮	入所者の生活介護全般（入浴介助、居室清掃、通院付添い、衣類洗濯、排泄介助、寝具のシーツ交換、ベッドメイク、買い物代行等）
⑯	介護度の高い方の入居が増えているとの事だが、現状の職員で足りているか。	⑯	充足している。以前の養護老人ホームと比較すると労力的には負担が大きくなっているが、基準値よりは人員を多く配置しているため。
⑰	引き続き雇用する職員は一度退職の形をとるのか。退職金の扱いは。	⑰	引き続き雇用する職員は、年度ごとに 1 年間の契約を結んでいる形態である。現在、退職金の制度はない。
⑱	今後、措置費入所者数をどのくらい見込めるのか。	⑱	不明である。養護老人ホームへの措置が必要な方は増えているが、市町村が措置で養護老人ホームへ入所とするか、あるいは生活保護により他施設を選択するか等、市町村の判断による。

⑱	入所者の障害，支援，介護等の程度はどのようなか。	⑲	現在の入所者の要介護度等別人数は，次のとおりである。 <table><tr><td>介護度等</td><td>非該当</td><td>要支援 1</td><td>要支援 2</td><td>要介護 1</td><td>要介護 2</td><td>要介護 3</td><td>要介護 4</td><td>要介護 5</td></tr><tr><td>人 数</td><td>13 人</td><td>1 人</td><td>1 人</td><td>8 人</td><td>9 人</td><td>7 人</td><td>2 人</td><td>1 人</td></tr></table>	介護度等	非該当	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	人 数	13 人	1 人	1 人	8 人	9 人	7 人	2 人	1 人
介護度等	非該当	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5													
人 数	13 人	1 人	1 人	8 人	9 人	7 人	2 人	1 人													
⑳	過去 5 年の入所者，退所者数を知りたい。	㉔	過去 5 年の入所者数及び退所者数は，次のとおりである。 <table><tr><td>年 度</td><td>平成 25 年度</td><td>平成 26 年度</td><td>平成 27 年度</td><td>平成 28 年度</td><td>平成 29 年度</td></tr><tr><td>入所者数</td><td>12 人</td><td>5 人</td><td>6 人</td><td>7 人</td><td>6 人</td></tr><tr><td>退所者数</td><td>11 人</td><td>10 人</td><td>6 人</td><td>9 人</td><td>6 人</td></tr></table>	年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	入所者数	12 人	5 人	6 人	7 人	6 人	退所者数	11 人	10 人	6 人	9 人	6 人
年 度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度																
入所者数	12 人	5 人	6 人	7 人	6 人																
退所者数	11 人	10 人	6 人	9 人	6 人																
㉑	現入所者数のうち，介護サービス利用者数とサービス内容は。	㉑	介護サービス利用者数は，22 名である。 介護サービスの内容は，次のとおりである。 ・服薬管理，排泄，入浴・整容，洗濯，掃除，シーツ交換																		
㉒	現在入居されている方の措置理由は，それぞれどのような内容が多いのか。	㉒	主な措置理由は，次のとおりである。 ・独居，虐待，退院後の行き先がない，施設替え（要介護度の低下），罹災（自宅の火災），刑務所からの退所，車上生活																		
㉓	措置入所に対して，施設から受入れについて意見を出せるのか。協議する余地はあるのか。	㉓	養護老人ホーム入所に際して開催される入所判定委員会の場で，意見を出すこと等は可能である。（必ずしも施設側から入所判定委員会のメンバーとして加わるとは限らない。） また，基本的には市町村からの依頼により受け入れすることになるが，受け入れできる体制にあることを幅広く周知する，といった広報的な取り組みなどの実施についても必要であると考える。 受け入れの要請があった場合，訪問して実態調査を行い，ADL 等において施設生活に支障がないと判断した場合には受け入れを行っている。歩行困難であったり離設などの問題が認められた場合には，受け入れしないこととなる。実態調査において判断できない場合には，検討したうえで後日回答することとしている。ケースによっては，短期宿泊から利用開始とすることもあり，施設利用中の観察・記録などを実施する。																		